

7 まな 学 ぶ

とくべつ し えんがっこう 1 特別支援学校

障害のある幼児児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる「生きる力」をつちかうことをねらいとして、特別支援学校の専門性にに基づき、一人一人の障害の状態等に応じて、様々な工夫と配慮のもとに、きめ細かな教育を行う学校です。
〔所在地〕

① 特別支援学校（視覚障害）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島中央 特別支援学校	幼・小・中・高	〒732-0009 東区戸坂千足二丁目1-4	229-4134 (229-4136)

② 特別支援学校（聴覚障害）

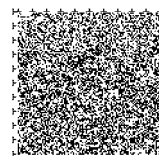
学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島南 特別支援学校	幼・小・中・高	〒730-0822 中区吉島東二丁目10-33	244-0421 (244-0423)

③ 特別支援学校（知的障害）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
市立広島 特別支援学校	小・中・高	〒734-0013 南区出島四丁目1-1	250-7101 (250-7102)
県立広島北 特別支援学校	小・中・高	〒731-0212 安佐北区三入東一丁目25-1	818-1201 (818-1203)
県立広島 特別支援学校	小・中・高	〒739-1743 安佐北区倉掛二丁目47-1	843-1811 (843-1813)
県立廿日市 特別支援学校	小・中・高	〒738-0034 廿日市市宮内877-2	(0829) 39-1995 ((0829) 39-6643)
県立呉特別支援学校	小・中・高	〒737-0911 呉市焼山北三丁目22-1	(0823) 33-0300 ((0823) 33-0308)

④ 特別支援学校（病弱）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島西 特別支援学校	小・中・高	〒739-0651 大竹市玖波四丁目6-10	(0827) 57-1000 (0827) 57-1001)



⑤ 特別支援学校（肢体不自由）

学 校 名	学 部	所 在 地	TEL (FAX)
県立広島 特別支援学校	小・中・高	〒739-1743 安佐北区倉掛二丁目47-1	843-1811 (843-1813)
県立西条 特別支援学校	小・中・高	〒739-0036 東広島市西条町田口314	(082) 425-1377 ((082) 425-5185)

2 特別支援学級

小・中学校には、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに応じた教育を行うために、特別支援学級が設けられています。（年度によっては、設置されていない学級種別があります。）
〔学級種別〕 知的障害、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

3 通級指導教室

小・中・高等学校には、通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた指導の場として通級指導教室が設けられているところがあります。

〔教室種別〕 小：言語障害、情緒障害、弱視
中：情緒障害
高：情緒障害

4 教育相談活動

障害のある子どもについての就学・教育相談を行っています。

〔対 象〕 幼児、児童、生徒、その保護者および教育関係職員

〔手 続〕 保護者または教育関係職員が事前に電話などで申し込んでください。

〔申 込 先〕 広島市青少年総合相談センター

所在地 中区国泰寺町一丁目4-15
(市役所北庁舎別館1階)

T E L 504-2197

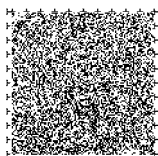
広島市青少年総合相談センター（分室）

所在地 東区光町二丁目15-55
(広島市児童総合相談センター3階)

T E L 264-0422

F A X 264-0436

〔相 談 日〕 毎週月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始、8月6日を除く。）



5 特別支援学校就学奨励費の支給

特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者に対し、学用品購入費などの経費が援助されます。

〔対 象〕 特別支援学校に就学している幼児児童生徒の保護者

〔援助の種類〕 ①教科用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費（通学費（本人・付添人）・交流および共同学習費） ④寄宿舍居住に伴う経費（帰省費（本人・付添人）含む。） ⑤修学旅行費（本人・付添人） ⑥校外活動等参加費（本人・付添人） ⑦職場実習に係る経費（交通費・宿泊費） ⑧学用品・通学用品購入費 ⑨新入学児童・生徒学用品・通学用品購入費 ⑩オンライン学習通信費

（注）・世帯の所得額や所属学部などに応じて、対象となる援助の種類および援助の額が異なります。

・生活保護（教育扶助）等他の補助を受けている場合は、重複支給できない費目があります。

・負担した実費額について、領収書を提出していただくものがあります。

〔手 続〕 幼児児童生徒が就学している特別支援学校に所定の申請書を提出してください。原則、全員申請していただきます。

6 特別支援教育就学奨励費の支給

障害のある児童生徒が広島市内の公立または私立の小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、家庭の経済状況等に応じて、保護者が負担する学用品購入費などの経費を援助します。

〔対 象〕 (1) 特別支援学級の児童・生徒

(2) 通級指導教室の児童・生徒（(3)に該当する方を除く。）

(3) 通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童・生徒のうち学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する方

〔援助の種類〕 ①新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 ②学用品・通学用品購入費 ③校外活動費 ④学校給食費 ⑤修学旅行費 ⑥野外活動費 ⑦通学費 ⑧通学付添費 ⑨交流学习交通費 ⑩職場実習交通費 ⑪拡大教材費

（広島市立の小・中学校の通級指導教室に通う場合は通学費・通学付添費のみ対象）

（注）・世帯の所得額に応じて、対象となる援助の種類および援助の額が異なります。

・就学援助や生活保護など他の教育扶助を受けておられる場合、学用品費など重複した費目については就学奨励費の支給対象外となります。

〔手 続〕 児童生徒が就学している小・中学校に所定の申請書を提出してください。

